

市職員の給与や職員数、サービスなどの状況をお知らせします

人事行政の運営等の状況

人事行政の運営等について「歌志内市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づきお知らせします。

人事行政とは、職員の任用、給与、勤務条件、服務、研修など職員に適用される基準や決まりごと全般をいいます。公表は、こうした人事行政の運営状況を市民の皆さんに明らかにすることにより、その公正性と透明性を高めることを目的としています。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

① 職員の採用と退職の状況

平成21年度の職員の採用はありませんでした。また、退職者の状況は表1のとおりです。

② 職員数の状況

本市では適正な組織規模を目指し、機構改革による組織の統廃合や指定管理者制度を活用した施設の管理運営を進めることで、職員数を抑制するなど適正な定員管理に努めてきました。新たな行政課題や変化に的確に対応できるように今後も計画的な

定員管理に努めます。

各部門別職員数の状況については表2のとおりです。

2 職員の給与の状況

① 人件費と職員給与費

人件費とは、職員に支給する給与のほか、共済費の事業主負担分や特別職の報酬などを含む広い範囲の費用をいいます（次ページ表3-1）。人件費のうち、毎月支給される給料、扶養手当などの諸手当、民間企業の賞与に相当する期末・勤勉手当をあわせた職員給与費は次ページ表3-2のとおりです。

表1 職員の退職状況（平成21年度分）

退職理由	定年退職	勸奨退職	分限免職	普通退職	計
人数	2人	5人	3人	2人	12人

表2 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		21年	22年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2人	2人	0人	⇐事務の見直し等による増
		総務	26人	27人	1人	
		税務	7人	7人	0人	
		商工	4人	4人	0人	
		土木	9人	9人	0人	
	民生衛生	民生	30人	18人	△12人	⇐事務の民間委託等による減
		衛生	5人	5人	0人	
		小計	83人	72人	△11人	
	小計	教育部門	15人	15人	0人	⇐退職者不補充
		消防部門	24人	23人	△1人	
小計		39人	38人	△1人		
会計部門	公営企業等	病院	27人	27人	0人	
		下水道	1人	1人	0人	
		その他	2人	2人	0人	
		小計	30人	30人	0人	
合計		152人	140人	△12人		

問い合わせ
庶務企画グループ
(☎42~3212)

■人事行政の運営等の状況

本市では、財政状況の悪化に伴う経費削減策として、平成12年度から給与の削減措置を実施しています。

②給料

職員の給料は、給料表によって決められています。給料表は、職種によつて行政職や医療職に区分され、職務の内容と責任の度合いに応じたいくつかの級が定められています。

最も多くの職員に適用されている行政職給料表は1級から6級まであり、一般行政職の級別職員数は表3-1-3のとおりとなっています。

また、一般行政職等の平均年齢や平均給料月額などについては表3-1-4から表3-1-6までのとおりです。

本市の厳しい財政状況を踏まえ、平成22年度も各給料表において職務の級別に給料月額の5〜8%の削減措置を実施しています。

グラフ1は、本市職員の給与水準を類似団体平均並びに全国市平均と比較したものです。ラスパイレス指数とは、職員の給与水準を比較するために用いられる指数で、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示し、また類似団体平均とは、人口規模や産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

表3-1 人件費の状況（平成21年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (平成22年3月31日現在)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	20年度の 人件費率
4,589人	47億9,758万2千円	9億6,800万7千円	20.2%	19.0%

表3-2 職員給与費の状況（平成21年度普通会計決算） ※職員手当には退職手当を含みません。

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
121人	3億9,094万2千円	6,471万3千円	1億5,128万8千円	6億694万3千円	501万6千円

表3-3 一般行政職の級別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	
標準的な職務内容	主事・技師	主事・技師	主査・主任	主任主査・主査	主幹・室長・施設長	課長・局長・事務長	
職員数	平成21年	1人	6人	39人	8人	7人	9人
	平成22年	2人	11人	37人	6人	6人	11人

表3-4 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	一般行政職	技能労務職
平均年齢	42.8歳	58.4歳
平均給料月額	299,240円	258,764円
平均給与月額	332,348円	300,517円

表3-5 一般行政職の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	歌志内市	国
大学卒	172,200円	172,200円
短大卒	152,800円	152,800円
高校卒	140,100円	140,100円

※市は給料月額について削減措置を行っていますが、上記は削減前の額です。

グラフ1 ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）

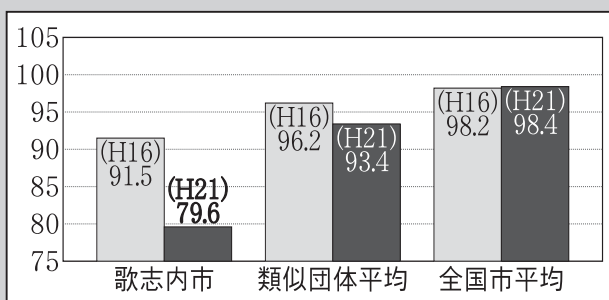


表3-6 一般行政職の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成22年4月1日現在）

区 分	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満
大学卒	—	287,416円	303,355円
短大卒	230,911円	254,317円	308,016円
高校卒	226,164円	257,786円	294,554円

区分	歌志内市	国
支給割合	期末2.75月分・勤勉1.4月分	本市と同じ
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置(役職加算) 0% [5~15%]	同左 5~20%

※ []内は、削減措置前の支給割合です。

表3-8 退職手当支給割合等 (平成22年4月1日現在)

区分	歌志内市		国
	自己都合	勸奨・定年	
勤続年数	20年	23.50月分	自己都合による退職及び勸奨・定年による退職とも本市と同じ
	25年	33.50月分	
	35年	47.50月分	
最高限度額	59.28月分	59.28月分	
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~30%加算)		同左(2~20%加算)

※平成21年度の1人当たり平均支給額 1,668万円

表3-9 時間外勤務手当の状況

区分	平成20年度	平成21年度
支給総額	807万3千円	1,001万3千円
職員1人当たり平均支給年額	61,000円	81,000円

③職員手当
(1)期末・勤勉手当
期末・勤勉手当は、給料と扶養手当の合計額に表3-7の支給割合を乗じた額が支給されます。
なお、役職に応じて支給する役職段階別加算措置については凍結しています。
(2)退職手当
退職手当は、退職時の給料月額に、退職理由と勤続年数に応じて定めら

れた支給割合を乗じて算出します。
支給割合は、本市が加入している北海道市町村職員退職手当組合の条
例で表3-8のとおり定められています。
(3)その他の手当
時間外勤務手当の状況は表3-9、
扶養手当など一定の要件を満たすこと
によって支給される手当は次ペー
ジ表3-10のとおりとなっています
(病院事業職員を除く)。

表4 勤務時間と休日等の状況
(平成22年4月1日現在)

始業	午前8時30分
終業	午後5時15分
休憩時間	正午~午後1時
休息時間	—
週休日	土・日曜日
休日	祝日、年末年始(12月30日~1月4日)

職員の標準的な勤務時間と休日は表4のとおりです。
休暇の種類には、有給休暇の年次有給休暇、病気休暇、各種特別休暇及び無給休暇の介護休暇、組合休暇があります。年次有給休暇は年間20日付与され、平成21年における一般職員の平均取得日数は7・7日となっています。

3 職員の勤務時間 その他勤務条件の状況

④特別職の報酬など
特別職である市長等の給料、市議会議員の報酬月額などの状況は次ページ表3-11のとおりです。
本市の厳しい財政状況により、給与等の削減を行っています。

4 職員の分限 及び懲戒処分の状況

①分限処分の状況
職員が、一定の事由によってその職責をじゅうぶん果たすことができない場合、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分を分限処分といい、降任、免職、休職、降給の4つの処分があります。
平成21年度は、市救護施設の管理運営を指定管理者制度により社会福祉法人へ移管したことによる免職処分(整理退職)が3件、心身の故障による休職処分が3件ありました。

②懲戒処分の状況
職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序の維持を目的として、職員に制裁として科する処分を懲戒処分といい、戒告、減給、停職、免職の4つの処分があります。
平成21年度はこれらの懲戒処分はありませんでした。

5 職員のサービスの状況

職員は、地方公務員法で「全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなら

表3-10 職員手当の状況 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度 (異なる内容)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)	
扶 養 手 当	配偶者や子など扶養親族を有する職員に、扶養親族の区分に応じて支給されます。	同 じ	234,366円	
	配 偶 者 13,000円			
	扶養親族 1人につき6,500円			
	特定加算 16歳から22歳までの子1人につき5,000円加算			
住 手 居 当	住宅を借りて家賃を支払っている職員や、住宅を所有し居住する職員に、住居の区分に応じて支給されます。	借家は同じ。 持ち家はなし。	93,145円	
	借 家 家賃が12,000円を超える場合に家賃に応じて支給 (27,000円を限度)			
	持 ち 家 5,000円の範囲内で支給 (新築または購入後5年間は2,500円を加算)			
通 勤 手 当	通勤距離が片道2km以上の職員に、交通手段の区分に応じて支給されます。	交通機関利用者は同じ。自家用車使用者は距離に応じ2,000円から24,500円の範囲内で支給	36,225円	
	交通機関利用者 6か月定期券等の価格での一括支給を基本として、月当たり55,000円を限度に支給			
	自家用車使用者 通勤距離2km以上5km未満は2,000円、5km以上は4,100円を支給			
管理職手 当	管理職員に対し、給料月額に役職に応じた支給率を乗じた額が支給されます。	官職に応じ、 定額を支給	198,748円	
	課長等 支給率5% (削減措置前の支給率8%)			
	主幹等 支給率5% (削減措置前の支給率7%)			
寒冷地手 当	毎年11月から3月まで、その月の初日における職員の区分に応じて支給されます。	同 じ	101,308円	
	世帯主で扶養親族のある職員			26,380円
	世帯主で扶養親族のない職員			14,580円
	上記以外の職員	10,340円		

表3-11 特別職給与等の状況 (平成22年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当の 支給割合
市 長	498,000円 (830,000円)	4.15月分
副 市 長	472,000円 (675,000円)	
議 長	232,400円 (332,000円)	3.569月分 (4.15月分)
副 議 長	206,500円 (295,000円)	
議 員	189,000円 (270,000円)	

※ () 内は、削減措置前の月額、支給割合です。
 ※期末手当の役職による加算措置は廃止しています。

.....
 らない」と、服務の根本基準が義務づけられています。この基準に基づき、「職務命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」などの義務が課せられています。
 市では、服務規律の遵守や交通事故防止などについて注意を喚起し、服務規律保持を図っています。

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 研修の状況

職員研修は、職員の能力向上や市全体の公務能率の維持増進を目的に、北海道や他の自治体と相互に連携を図りながら、効果的・効率的な研修の実施に努めています。

平成21年度の職員研修の状況は表5のとおりです。

表5 職員研修の実施状況（平成21年度）

研修区分	受講者数	研修の内容
研修所修	4人	北海道市町村職員研修センター研修など
各種専門修	39人	専門知識及び技術の習得のための研修
職場内修	95人	事故防止対策研修など
特別研修	7人	過疎問題等対策研修など

② 勤務成績の評定の状況

職員の昇任、昇給、人事異動などは、各任命権者が職員の能力や適性等を総合的に判断し実施しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

① 健康診断の状況

職員の健康を確保するための健康診断の受診状況は、表6のとおりです。

② 公務災害と通勤災害の状況

職員の公務中または通勤途上の災害は、地方公務員災害補償法に基づき補償されます。平成21年度は公務災害の認定件数が1件、通勤災害の認定件数が1件ありました。

8 公平委員会の報告

職員は、給与や勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、適当な措置がとられるように要求することができます。

また、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けた場合は、公平委員会に対して不服申し立てをすることができます。

平成21年度は、こうした措置要求や不服申し立てはありませんでした。

表6 健康診断の受診状況（平成21年度）

区分	対象者数	受診者数
総合健診（人間ドック）	121人	114人
定期健診	30人	30人

年の暮れ油断大敵火の用心

火事はちよつとした「油断」や「慣れ」から発生します。今一度、次の点に注意し火の用心を心掛けましょう。

また、消防署と消防団では、12月15日から12月31日まで歳末警戒を実施しますので、皆さんのご協力をお願いします。

〈消防本部予防・保安グループ 電話 423255〉

ストーブの火

- ▼ ストーブの上に洗濯物を干さない
- ▼ ストーブの周りに燃えやすいものを置かない

コンロの火

- ▼ 料理中、その場を離れる時は必ず火を消す
- ▼ コンロの周りに燃えやすい物を置かない

たばこの火

- ▼ 寝たばこは絶対にしない
- ▼ 吸い殻はこまめに処理する
- ▼ たばこの火は完全に消えたことを確認する

冬期間の避難口

確保を忘れずに！

積雪などで避難口が閉鎖されないよう、常に避難口周囲の除雪を心掛けましょう。

消防署からのお願い

市内には約70か所の防火水槽があります。防火水槽周囲への雪の投げ捨てや駐車は、消火活動時の妨げとなりますので絶対にやめましょう。皆さんのご協力をお願いします。

- ▼ コンロは、壁やカーテンなどからじゅうぶん距離をとって設置する
- ▼ コンロや換気扇にこびりついた油污れなどは、こまめに清掃する
- ▼ 古くなったガスのホースは、早めに取り替える
- ▼ コンロを使い終わったらガスの元栓をしめる